

# 資料 4

## 旭川市生活交通路線（旭川市単独補助路線）について

- 旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱における  
地域住民の生活に必要なバス路線等を維持し、又は確保することで地域住民の福祉を確保するため、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を支出すること。
- 補助支出のプロセス

旭川市地域公共交通会議	
(協議事項) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用促進及び持続可能な公共交通の計画について</li><li>・ 地域に応じた公共交通の態様及び運賃等について</li><li>・ 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について 等</li></ul>	(構成員) 旭川市，北海道，交通事業者，運転者の組織する団体，事業者団体，地域住民・利用者，警察・道路管理者，学識経験者，運輸局

(旭川市は、旭川市地域公共交通会議の協議を経て、  
旭川市単独補助路線3ヶ年計画の報告)



上川地域生活交通確保対策協議会	
(協議事項) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上川総合振興局管内の生活交通確保に関する計画の策定，調整</li><li>・ 具体的な路線確保の方策についての合意形成</li></ul>	(構成員) 上川総合振興局，国，関係市町村，関係バス事業者

(生活交通路線（生活交通路線，準生活交通路線）維持3ヶ年地域計画の報告)



北海道生活交通確保対策協議会	
(協議事項) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全道的な生活交通確保の枠組み作り</li><li>・ 道内の生活交通確保に関する計画の策定，調整</li><li>・ 生活交通に関する制度，運用のあり方</li></ul>	(構成員) 北海道，国，市町村（市長会，町村会），バス事業者（バス協会，労働組合）

(北海道生活交通路線維持確保3ヶ年計画を知事に提出)



北海道知事：北海道生活交通路線維持確保3ヶ年計画の策定



国土交通大臣の承認



補助対象路線の決定

# 生活交通確保対策について

## 《目的・概要》

地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業及び廃止代替バス事業の路線維持（運行）費及び車両購入費に対し、国及び市町村と協調して補助を行う。

※「生活交通」とは：

地域住民の日常生活に必要な不可欠な輸送サービスであって、他に代替できる交通機関がないもの

## □ 路線維持に係る考え方

生活交通確保に当たっては、地域が主体的に取り組むことを前提とし、国、道、市町村、バス事業者がそれぞれの立場に基づく役割分担のもと、適切に分担、協調して必要な方策を講じる。

役割分担に係る考え方		路線区分
(1) 広域的・幹線的路線(系統)は、原則、国と道等で維持		生活交通路線(～H23) ＜地域間幹線系統(H24～)＞
(2) 広域的・幹線的路線等と密接な地域内のフィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資する一定の要件を満たす路線は、原則、国と市町村等で維持		地域内フィーダー系統 (H23～)
(3) 国が関与しない路線については、道と市町村がそれぞれの立場で維持	複数市町村に跨る路線のうち、一定の基準に該当する広域的な路線は道と市町村の負担により維持。	準生活交通路線 (複数市町村路線)
	一市町村内のみの路線であっても、一定の基準に該当する広域的な路線は、市町村の負担が過大となる恐れがある場合は財政力(過疎と過疎以外)を勘案し、道と市町村で維持。	準生活交通路線 (一市町村内路線)
	市町村が自ら主体的に取り組むバス路線のうち、一定の基準に該当する広域的な路線(系統)は、市町村の財政負担も考慮し、必要経費の一部に対して、道が一定の支援を行う。	市町村生活バス路線
(4) 一市町村内のみの路線は、原則として市町村の責務で維持		(市町村単独補助路線)

※ 「生活交通路線」は平成23年9月30日までの運行、「地域間幹線系統」は平成23年10月1日からの運行。

## □ 生活交通の維持に係る支援制度の概要

### 1 生活交通路線維持対策事業費

#### (1) 路線維持費に係る補助の概要

補助対象路線		補助基準			備考	
		運行回数	路線長	輸送量		
生活交通路線 ＜地域間幹線系統＞ (中心市町村等・複数市町村路線)	国庫補助	3回以上 (平日3回以上)	10km以上 ＜－＞	15人 ～150人	国 1/2 道等 1/2 ＜道等 1/2＞	※イニティブ制度有り
地域内フィーダー系統 (地域間幹線系統等と接続)	国庫補助	＜補助要件＞ ・平成23年度以降に、新たに運行開始 又は新たに地方公共団体が支援開始		国 1/2 市町村等 1/2	※市町村毎の上限有り	
準生活交通路線	道単補助	2回以上 (平日2回以上)	10km以上	10人 ～150人	道 1/2 市町村 1/2	※公営事業者は対象外
複数市町村路線					（野津線・JRA線） 道 1/4 市町村 1/4 事業者 1/2	
一市町村内路線						
その他市町村		3回以上 (平日3回以上)		15人 ～150人	道 1/3 市町村 2/3	※黒字事業者・JRバスは対象外
市町村生活バス路線	道単補助	＜補助要件＞ ・廃止された路線の運行系統と概ね同一 ・路線廃止後1年以内に運行開始 ・他のバス路線、鉄道と競合がないこと ・公共的施設を結び、集落間を効率的に運行 ・有償運行 ・一定量の輸送量があること ・地域公共交通会議において、サービス態様、サービス水準、運行主体を合意			道 1/10 市町村 9/10	

2 地域間幹線系統確保維持費補助金(国庫補助) (平成23年10月1日以降運行)

(1) 路線維持費補助金

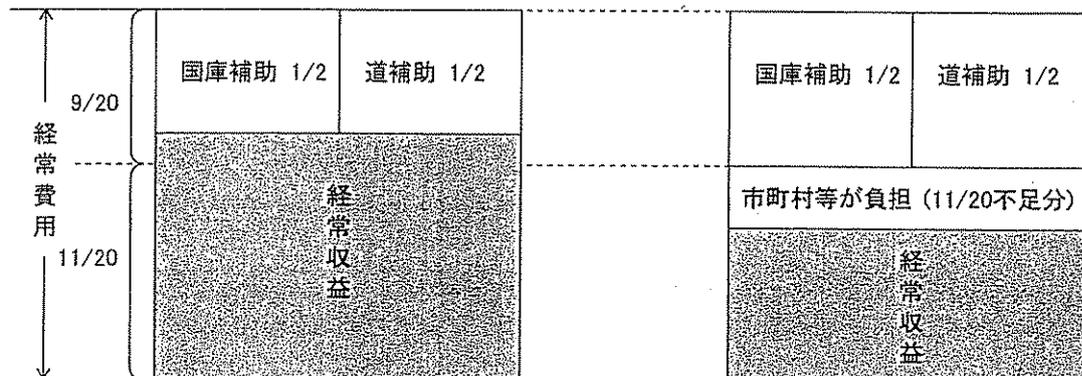
区 分	内 容	
補助対象系統名	地域間幹線系統	
補 助 基 準	輸 送 量	輸送量(=計画平均乗車密度×計画運行回数) 15~150人/km・日
	計画運行回数	3回/日以上(地域協議会が特に認めた場合は、平日でも可)
	系統の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数市町村にまたがる系統</li> <li>・ キロ程要件無し</li> <li>・ 広域行政圏の中心市町村(又は、これに準じるものとして道が指定し、国が承認した準中心市町村)にアクセスする系統</li> <li>・ 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行される予定のものであること。</li> </ul>
	収支状況に基づく市町村等の負担	経常費用見込額の9/20を補助上限額とし、経常収益見込額が経常費用見込額の11/20に達しない系統については、経常費用見込額の11/20に不足している額を市町村等が負担
地域の関与	地域協議会が協議に基づき決定(3カ年計画策定)	
補助対象事業者	乗合バス事業者(3カ年計画掲載事業者で、黒字事業者を含む)	
補助対象期間	補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間	
補助対象経費	経常費用見込額と経常収益見込額との差額(※ 補助対象期間の前年度に、見込額を事前内定)(限度額:経常費用の9/20)	
補助金カット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競合区間カット (他の運行系統との競合区間が50%以上で、当該競合区間の輸送量が150人/日を超える場合は、当該競合区間部分の補助対象経費を減額する制度)</li> <li>・ みなし運行回数査定 (平均乗車密度5人未満の系統は、当該系統の輸送量を5人で除した数値(端数切捨て)に相当する運行回数分まで補助対象経費を減額する制度)</li> </ul>	
負担区分	国 1/2 道 1/2	

【地域間幹線系統(国庫補助)に係る費用負担の内訳】

※ 図の経常費用、経常収益は見込額

(i) 経常費用の11/20以上の経常収益がある場合

(ii) 経常費用の11/20未満しか経常収益がない場合



※ 乗合バス事業者キロ当たり経常費用>地域キロ当たり標準経常費用の場合は、算出に十分留意すること。

経常費用 = 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 × 当該路線の実車走行キロ

補助対象経常費用 = 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該路線の実車走行キロ

# 市 町 村 の 負 担 等

□ 生活交通路線維持費補助金等の補助額の算定

1 生活交通路線・地域間幹線系統（国庫補助）

□ 補助対象要件

○ 国以外の協調要件なし。ただし、地域間幹線系統については、3カ年計画書の国以外の負担額（負担割合）を記載。〔国要綱・別添様式1-1（表2）〕

経常費用の11/20以上の経常収益がある場合

市町村等の負担はない

↑ 9/20 経常費用 ↓	国庫補助 1/2	道補助 1/2
	経常収益	

経常費用の11/20未満しか経常収益がない場合

11/20に達するまで市町村等が負担  
（国庫補助対象となる要件）

国庫補助 1/2	道補助 1/2
市町村等が負担 （11/20に達するまで）	
経常収益	

□ 補助対象経費の額等（抜粋）\* 査定関係省略

○ 国要綱第6条二 「補助対象経費の額は、別表5に定めるところにより算定する」  
・別表5

1 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。

2 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。

$$\text{当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額} \times \text{当該補助対象系統の計画実車走行キロ}$$

ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表1又は別表2に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。

$$\text{地域キロ当たり標準経常費用} \times \text{当該補助対象系統の計画実車走行キロ}$$

（注）

1 「当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の前々年度における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

2 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、（以下、省略）。

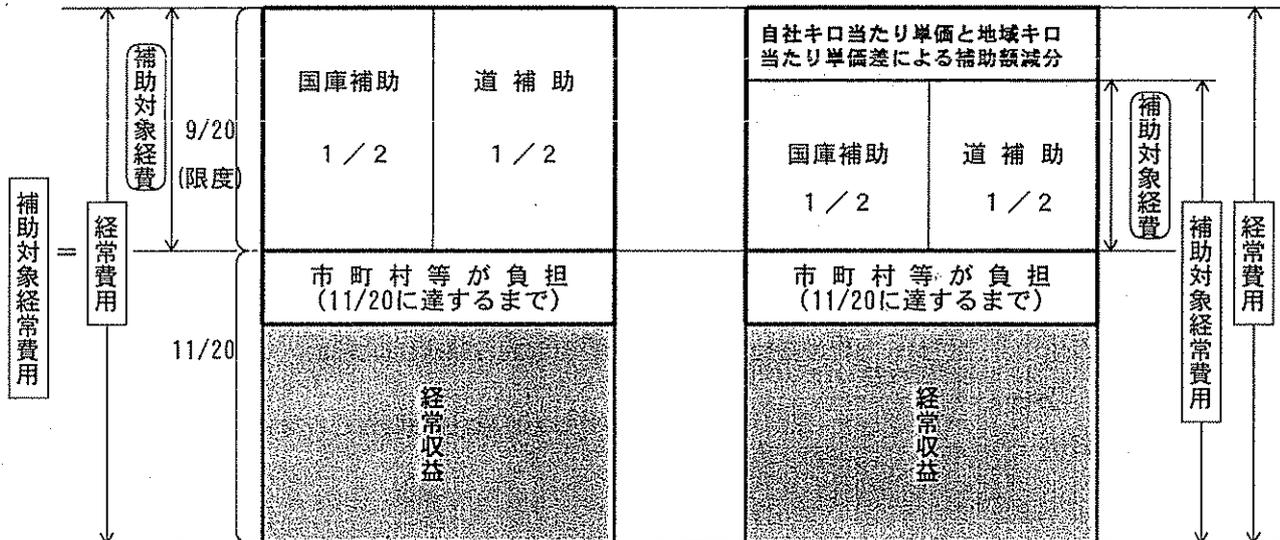
⇒ 国土交通省が示した前々年度における補助ブロック別の実車走行キロ1キロメートル当たりの経常費用

○ 道要綱第7条（未定）

「補助対象経費の額は、国庫補助金交付要綱別表5に定めるところにより算定するものとする」

事業者キロ当たり経常費用  
≤ 地域キロ当たり標準経常費用 の場合  
→ 経常費用 = 補助対象経常費用

事業者キロ当たり経常費用  
> 地域キロ当たり標準経常費用 の場合  
→ 経常費用 > 補助対象経常費用



H 2 2 年 度  
地域キロ当たり標準経常費用（単価） 北・北海道 257円36銭  
南・北海道 328円66銭

※ 事業者キロ当たり経常費用 > 地域キロ当たり標準経常費用の場合は、算出に十分留意すること。  
・ 経 常 費 用 = 事 業 者 キ ロ 当 たり 経 常 費 用 × 当 該 路 線 の 実 車 走 行 キ ロ  
・ 補 助 対 象 経 常 費 用 = 地 域 キ ロ 当 たり 標 準 経 常 費 用 × 当 該 路 線 の 実 車 走 行 キ ロ

2 準生活交通路線（道単独補助）

市町村に經常収入が經常費用の11/20に達するまでの負担は求めている（補助要件ではない）

※ 以下は、經常費用の11/20以上の經常収益がある場合であって、

かつ、事業者キロ当たり經常費用  
≤ 地域キロ当たり經常費用 の場合  
→ 經常費用 = 補助対象經常費用 の場合の例示

(1) 複数市町村路線

① 赤字事業者

↑ 經常費用	9/20	道補助 1/2	市町村 1/2
	11/20	經常収益	
↓			

② 黒字事業者、JRバス

↑ 經常費用	9/20	道補助 1/4	市町村 1/4	事業者 1/2
	11/20	經常収益		
↓				

(2) 一市町村内路線

① 過疎市町村 ※経路の一部が過疎地域内を運行するものを含む。

a 赤字事業者

↑ 經常費用	9/20	道補助 1/2	市町村 1/2
	11/20	經常収益	
↓			

b 黒字事業者、JRバス

↑ 經常費用	9/20	道補助 1/4	市町村 1/4	事業者 1/2
	11/20	經常収益		
↓				

② その他市町村路線

赤字事業者

↑ 經常費用	9/20	道補助 1/3	市町村 2/3
	11/20	經常収益	
↓			

※ 經常費用の11/20未満しか經常収益がない場合

道・市町村の補助率については、上記(1)と同一

↑ 經常費用	9/20	道補助・市町村補助・事業者(黒字・JRA等の場合)	← 經常費用の9/20を限度に補助
	11/20	事業者負担(原則)	← 市町村の負担は補助要件としない
	↓	經常収益	

生活交通路線3カ年計画（旭川市単独補助路線）

（単位：千円）

年度	路線名及び路線番号	起点・経由地・終点			運行回数	輸送量	キロ程	経常費用	経常収益	収支見込額	バス会社名
24	米飯線 43番	東旭川6丁目	旭山	米飯12号	2.0	2.6	17.0	10,310	1,377	△ 8,933	旭川電気軌道株式会社
	東鷹栖線（10線16号）	旭川駅前	1線13号	10線16号	0.9	4.5	15.9	2,581	2,672	91	道北バス株式会社
	永山橋線	旭川駅前	3線13号	旭川農高	2.4	12.2	16.7	4,562	4,803	241	道北バス株式会社
	美瑛線（西神楽18線）	旭川駅前	西神楽	西神楽18号	2.0	10.2	13.5	4,389	4,686	297	道北バス株式会社
25	米飯線 43番	東旭川6丁目	旭山	米飯12号	2.0	2.6	17.0	10,310	1,377	△ 8,933	旭川電気軌道株式会社
	東鷹栖線（10線16号）	旭川駅前	1線13号	10線16号	0.9	4.5	15.9	2,581	2,672	91	道北バス株式会社
	永山橋線	旭川駅前	3線13号	旭川農高	2.4	12.0	16.7	4,562	4,803	241	道北バス株式会社
	美瑛線（西神楽18線）	旭川駅前	西神楽	西神楽18号	2.0	10.0	13.5	4,389	4,686	297	道北バス株式会社
26	米飯線 43番	東旭川6丁目	旭山	米飯12号	2.0	2.6	17.0	10,310	1,377	△ 8,933	旭川電気軌道株式会社
	東鷹栖線（10線16号）	旭川駅前	1線13号	10線16号	0.9	4.5	15.9	2,581	2,672	91	道北バス株式会社
	永山橋線	旭川駅前	3線13号	旭川農高	2.4	12.0	16.7	4,562	4,803	241	道北バス株式会社
	美瑛線（西神楽18線）	旭川駅前	西神楽	西神楽18号	2.0	10.0	13.5	4,389	4,686	297	道北バス株式会社

平成22年度 旭川市生活交通路線のアセスメント概要

<様式2>

番号	路線名	基礎的データ(前年度補助実績ベース)					主な維持目的	アセスメント							
		補助合計金額(千円)			経常収支 率(%)	輸送人員 (人)		ルート	ダイヤ	整合性	バス 競合	鉄道 競合	維持 手段	PR	住民 理解
		前々年度	前年度	増減											
43	米飯線	4,878	5,084	206	15.5	3,062	地域住民が東旭川本町への通院・通学・買物	2	2	-	-	-	3	1	1
<p>(記載要領その1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「番号」および「路線名」の欄は旭川市生活交通路線3カ年計画から転記</li> <li>・「基礎的データ」欄は、前年度から継続して補助対象となる路線についてのみ記載</li> <li>・「増減」の欄は、(前年度補助合計金額－前々年度補助合計金額)の値を記載</li> <li>・「経常収支率」「輸送人員」の欄は、前年度補助対象期間における実績を記入する。ただし、当年度に新たに補助対象となる路線で、当該対象期間の実績が把握できない場合には、年度ベース(前年4月～当月3月)の実績での可。</li> <li>・「主な維持目的」の欄は、誰の、どこまでの、どのような目的の交通需要のための路線かを、具体的に記載。単なる「生活交通のために維持」は不可。複数回答可。</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○村学童の▲▲小学校までの通学</li> <li>□町住民の●●駅までの通勤</li> <li>△△村住民の■市立病院までの通院</li> </ul>							<p>(記載要領その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アセスメント」の各項目の内容については以下の説明のとおり</li> <li>「ルート」・・・運行ルートやバス停の位置</li> <li>「ダイヤ」・・・運行ダイヤ</li> <li>「整合性」・・・コミュニティバス等地域交通政策との整合性</li> <li>「バス競合」・・・他の乗合バス路線との競合回避努力</li> <li>「鉄道競合」・・・鉄軌道との競合回避努力</li> <li>「維持手段」・・・乗合バスで維持することの経済合理性</li> <li>「PR」・・・沿線住民への・広告・PR努力</li> <li>「住民理解」・・・沿線住民の認識・理解</li> <li>・「アセスメント」の欄は、総合的に評価し、以下の選択肢から選んで記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>1・・・非常に良い(高く評価できる)</li> <li>2・・・概ね良い(評価できる)</li> <li>3・・・改善の余地がある(もう一歩で評価できる)</li> <li>4・・・改善の余地が大いにある(努力を要す)</li> <li>・・・アセスメント不能(アセスメントすべき対象がない)</li> </ul> </li> </ul>								

平成23年度 高額補助金交付路線(旭川市生活交通路線) 報告表

<様式3>

路線の概要 (3カ年計画書から転記)	事業者名: <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">旭川電気軌道株式会社</span>							路線の補助実績	補助年度	21年度 (前々年度)	22年度 (前年度)	23年度
	【路線名】 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">米飯線</span>								補助金額(千円)	4,704	4,878	5,084
	起点:	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">東旭川6丁目</span>							経常収支率(%)	17.6	15.5	13.3
	経由地:	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">旭山</span>							運行回数(回)	1.9	2.0	2.0
	終点:	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">米飯12号</span>							平均乗車密度(人)	1.8	1.4	1.3
	路線維持目的	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域住民が東旭川本町への通院・通学・買い物。</span>							輸送人員(人)	4,269	3,451	3,062
路線のアセスメン	ルート	ダイヤ	整合性	バス競合	鉄道競合	維持手段	住民理解					
	2	2	-	-	-	3	1					
1:非常に良い 2:概ね良い 3:改善の余地がある 4:改善の余地が大いにある -:アセスメント不能												

改善計画と振り返り	改善に向けた取り組み					振り返り		
	項目	具体的概要(実施主体・時期等も記載)				取り組み結果	今後の課題	
	現状把握	利用実態調査 (任意)	運行便度に乗務員による利用客のカウント。					・過疎化が益々拡大傾向であり事業者として苦慮している。
		住民ニーズの把握 (任意)	旭川市地域公共交通会議にて調査事業実施					
収入増に繋がる取り組み		米飯地域の住民は老人が多く、ノンステップバス等の導入				・利便性は向上したが、人口減少による減収があり、増収とはならず。		
費用削減に繋がる取り組み		アイドリングストップ車の導入で燃料等の削減に努める。				・人件費の抑制、デジタルタコメータ導入で燃料等に努めた。 ・小型バス運行による経費削減	・デマンドバス・予約制の導入、コミュニティバスなども視野に入れて考えるべき	
【協議会(24年度)意見】						【協議会(23年度)による振り返り】		
		(協議会開催: 年 月 日)						
						(協議会開催: 年 月 日)		



生活交通路線維持確保3カ年計画の概要と推移

(旭川市関係分)

◎地域間幹線系統（生活交通路線） 【国の制度】 （上川総合振興局管外を含む）

(単位：千円)

補助要綱名		バス運行対策費補助金交付要綱（国土交通省）							
路線名	起点	経由地	終点	扣程	事業者名	H21年度	H22年度	H23年度	備考
① 名寄線（普通）	旭川駅前	和寒	名寄	84.1	道北バス				
② 愛別線（比布経由）	旭川駅前	比布	愛別	29.8	道北バス				
③ 東鷹栖線（13線16）	旭川駅前	1線13号	13線16号	17.6	道北バス				
④ 江丹別線	旭川駅前	13線5号	江丹別	23.3	道北バス				
⑤ 白金線	旭川駅前	美沢小学校	大雪青少年交流の家	47.3	道北バス				
⑥ 美瑛線	旭川駅前	美瑛	丸山公園	27.5	道北バス				
⑦ 当麻線	1条8丁目	永山2条19丁目	当麻ヘルシーシャトー	20.5	道北バス				
⑧ 層雲峡線	旭川駅前	上川駅前	層雲峡	68.8	道北バス				
⑨ ぴっぷすスキー場線	旭川駅前	比布	ぴっぷすスキー場	26.9	道北バス				
⑩ 名寄線（急行）	旭川駅前	和寒	名寄	84.1	道北バス				
⑪ 愛別線（永山経由）	1条8丁目	永山2条19丁目	愛別	27.5	道北バス				
⑫ 鷹栖線（8線1号, 10線）	旭川駅前	8線1号	鷹栖10線10号	12.5	道北バス				
⑬ 旭川線	新富良野プリンスホテル	旭川空港	旭川駅前	72.0	ふらのバス				
⑭ 芦旭線	芦別	更進	旭川T	46.7	北海道中央バス		1,138	2,603	
⑮ 深旭線	深川市立病院前	納内	旭川T	31.1	空知中央バス				
⑯ 留萌旭川線	留萌十字街	深川十字街	旭川駅前	83.9	沿岸バス・道北バス				
計	16路線					0	1,138	2,603	対象1路線

◎広域生活交通路線（準生活交通路線） 【北海道の制度】

補助要綱名		北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱							
路線名	起点	経由地	終点	扣程	事業者名	H21年度	H22年度	H23年度	備考
① 三箇線	旭川駅前	1線13号	10線22号	18.9	道北バス				
② 上雨紛線	3条9丁目	神居2条10丁目	上雨紛	11.7	道北バス				
③ 品川線	3条9丁目	忠和5条4丁目	品川	12.6	道北バス				
④ 永山10条線	1条8丁目	新星町	永山13丁目	12.5	道北バス				
⑤ 三箇線3線10	旭川駅前	末広4条7丁目	10線22号	18.9	道北バス				
⑥ 永山1条線	1条8丁目	流通団地1条2丁目	旭川農業高校	13.1	道北バス				
計	6路線					0	0	0	対象無し

◎旭川市単独維持路線 【旭川市の制度】

補助要綱名		旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱							
路線名	起点	経由地	終点	扣程	事業者名	H21年度	H22年度	H23年度	備考
① 米飯線	東旭川6丁目	旭山	米飯12号	17.0	電気軌道	4,704	4,878	5,084	
② 東鷹栖線（10線16号）	旭川駅前	1線13号	10線16号	15.9	道北バス				
③ 永山橋線	旭川駅前	3線13号	旭川農業高校	16.7	道北バス				
④ 美瑛線（西神楽18線）	旭川駅前	西神楽	西神楽18号	13.5	道北バス				
計	4路線					4,704	4,878	5,084	対象1路線

合計						H20年度	H21年度	H22年度	備考
26路線						4,704	6,016	7,687	対象2路線

## 旭川市内一般乗合自動車輸送人員（S42～H22）

年 度		輸送人員（人）				参 考 S 4 2 対 比 %	自動車登 録台数 （台）
		旭川 電気軌道(株)	道北バス(株)	(株)あさでん	合 計		
1967	S42	42,115,013	7,870,377		49,985,390	100.00%	19,629
1968	S43	39,445,374	8,169,453		47,614,827	95.26%	27,906
1969	S44	38,724,677	8,614,206		47,338,883	94.71%	40,418
1970	S45	36,860,884	9,676,300		46,537,184	93.10%	46,911
1971	S46	36,459,357	8,429,349		44,888,706	89.80%	50,899
1972	S47	34,890,749	8,637,299		43,528,048	87.08%	59,068
1973	S48	32,111,498	8,463,741		40,575,239	81.17%	67,994
1974	S49	30,145,728	8,480,276		38,626,004	77.27%	77,664
1975	S50	29,141,068	8,646,093		37,787,161	75.60%	84,370
1976	S51	28,747,089	8,955,156		37,702,245	75.43%	96,168
1977	S52	27,647,505	9,543,898		37,191,403	74.40%	103,079
1978	S53	26,819,708	10,266,782		37,086,490	74.19%	109,721
1979	S54	26,233,665	12,215,609		38,449,274	76.92%	117,709
1980	S55	25,572,855	12,671,222		38,244,077	76.51%	124,051
1981	S56	24,958,027	12,686,700		37,644,727	75.31%	127,241
1982	S57	22,686,895	11,799,000		34,485,895	68.99%	131,960
1983	S58	20,797,970	10,854,500		31,652,470	63.32%	137,883
1984	S59	18,739,408	10,379,600		29,119,008	58.26%	142,301
1985	S60	17,651,123	9,633,600		27,284,723	54.59%	146,284
1986	S61	21,434,719	9,418,300		30,853,019	61.72%	150,946
1987	S62	20,827,063	9,369,100		30,196,163	60.41%	155,818
1988	S63	20,264,348	9,045,300		29,309,648	58.64%	162,276
1989	H1	19,022,332	8,483,700		27,506,032	55.03%	171,027
1990	H2	17,911,961	7,697,315		25,609,276	51.23%	177,309
1991	H3	17,697,333	7,603,304		25,300,637	50.62%	183,235
1992	H4	17,315,450	7,855,444		25,170,894	50.36%	188,362
1993	H5	17,359,966	7,995,509		25,355,475	50.73%	193,623
1994	H6	16,394,753	7,965,638		24,360,391	48.74%	200,404
1995	H7	15,623,218	8,606,351		24,229,569	48.47%	207,190
1996	H8	14,999,381	6,972,942		21,972,323	43.96%	213,500
1997	H9	13,994,330	6,928,289		20,922,619	41.86%	216,990
1998	H10	12,686,359	6,956,052		19,642,411	39.30%	220,632
1999	H11	9,600,597	6,991,080	3,211,456	19,803,133	39.62%	224,880
2000	H12	6,069,432	6,649,435	5,603,071	18,321,938	36.65%	228,254
2001	H13	5,872,916	6,216,672	5,459,780	17,549,368	35.11%	231,249
2002	H14	5,535,623	6,387,680	5,184,694	17,107,997	34.23%	233,070
2003	H15	5,510,057	6,256,365	4,746,752	16,513,174	33.04%	233,177
2004	H16	5,823,060	6,213,355	4,350,289	16,386,704	32.78%	234,986
2005	H17	5,924,427	6,055,966	4,241,564	16,221,957	32.45%	235,217
2006	H18	5,950,805	5,931,150	4,099,585	15,981,540	31.97%	234,501
2007	H19	8,888,583	5,777,021	887,299	15,552,903	31.11%	233,756
2008	H20	9,565,663	5,482,390		15,048,053	30.10%	230,776
2009	H21	9,026,497	5,183,044		14,209,541	28.43%	231,011
2010	H22	8,765,159	5,067,691		13,832,850	27.67%	230,878

※(株)あさでんは平成11年10月1日～平成19年6月30日

(平成19年7月1日、旭川電気軌道(株)と事業統合)

※自動車登録台数資料提供：国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局（各年度末月数値）